

計画の目的

既存建築物の耐震化を促進することにより、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ること

計画期間

R8年度～R12年度（5年間）

基本的な考え方

- 長野県地震防災対策強化アクションプランの基本目標である「『地震災害死ゼロ』に挑戦」を踏まえた住宅耐震化の促進
- 高齢者世帯が居住する住宅の耐震化の促進
- 建築物の用途・規模に応じた優先順位をつけた耐震化の促進
- 県と市町村が連携し耐震化の促進に取組
- 建築関係団体と連携し啓発と支援取組を強化

重点的に取り組む事項

住宅

- 高齢者が耐震化しやすい環境の整備
- 耐震化率が低い地域の耐震化

建築物

- 規模が大きい建築物の耐震化
- 耐震化率が低い用途の建築物の耐震化（ホテル・旅館等）
- 耐震化未済の公共建築物の耐震化

▼ 能登半島地震 ▼

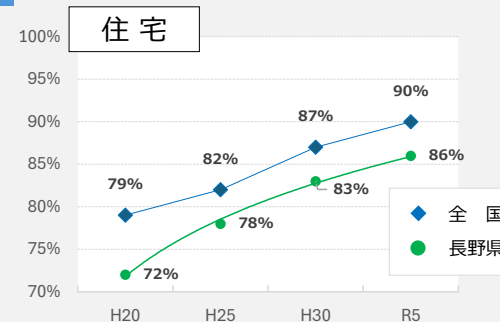


▼ 普及啓発 ▼

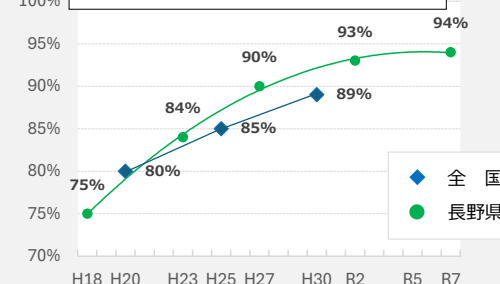


耐震化の現状

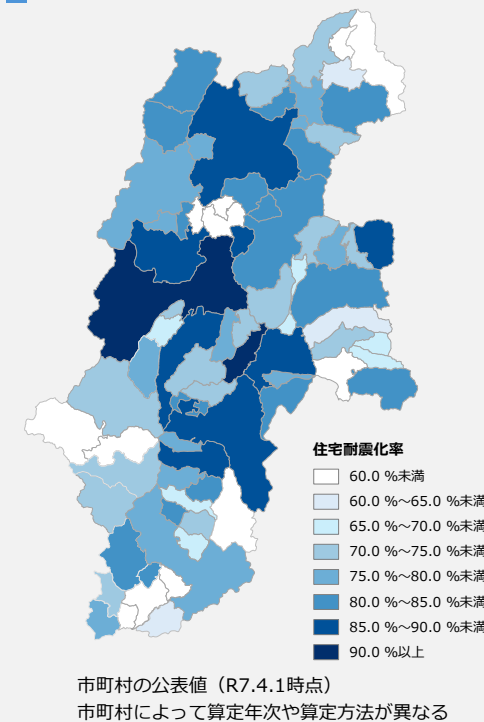
耐震化率の推移



多数の者が利用する建築物



市町村別の住宅耐震化率



目標と主な取組

下線部は新規項目

住宅

R12目標：92%

【現状：86%（R5）】

【支援制度】

〈補助制度〉

- 診断、設計、改修、除却支援（県補助）
⇒ 地域課題に対応した支援制度充実
【例：明治以前建築の古民家、多雪区域における高基礎住宅等】

〈融資、利子補給〉

- 金融機関の融資
→ リバースモーゲージ型住宅ローン利用による利子補給、リフォーム融資

〈税制〉

- 税制の特例措置（所得税額の特別控除、固定資産税の減額措置）



※1 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
住宅の耐震化加速に向けた具体的な行動計画
市町村が策定し、策定により国の支援がする

【促進に向けた方策】

〈所有者への普及啓発〉

- アクションプログラム※1による個別訪問、ダイレクトメールの実施
- 様々な広報媒体（パンフレット、ホームページ、SNS、新聞、テレビ等）を活用した普及啓発
- 福祉関係機関と連携した啓発

〈リフォームとあわせた効率的な耐震化〉

- 省エネ改修やバリアフリー改修とあわせた改修提案の促進

〈所有者負担を減らす工夫〉

- 低コスト工法の普及
- 補助金代理受領制度の活用

〈耐震改修以外の方法・先を見据えた取組〉

- 除却や住替えの促進
- 平成12年以前に建築された新耐震基準住宅の耐震性能検証の周知と実施促進

多数の者が利用する建築物※2

R12目標：概ね解消※3

【内：大規模建築物※4：100%（残8棟）】

【現状：94%（R7）】

《公共99% 民間90% 大規模残り8/97棟》

【支援制度】

〈補助制度・融資制度〉

- 診断、改修支援（県補助）
⇒ 大規模建築物や避難所活用施設へ支援
- 融資制度（中小企業融資制度）活用周知

【促進に向けた方策】

〈所有者への普及啓発〉

- 診断義務付け対象建築物への直接的な啓発
- 市町村、関係部局と連携し耐震化啓発
- 市町村有施設の重点的な耐震化の啓発

※2 学校、ホテル等で階数2又は3以上かつ延べ面積1,000㎡以上 など
※3 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標
※4 ※2の内で大規模（階数2又は3以上かつ延べ面積5,000㎡以上）な旧耐震基準建築物

公共建築物（固有施設）

R12目標：残り4棟の耐震化着手

耐震化未済の施設や、第一期、第二期県有施設耐震化整備プログラム対象外の施設の耐震化推進

その他

【沿道建築物】

- 緊急輸送道路沿い建築物の耐震化啓発

【建築物以外の取組】

- 非構造部材（天井、外壁等）の耐震対策
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- ブロック塀等の転倒防止対策
- 宅地の耐震対策

【被害を低減する日頃からの備えの啓発】

- 防災ベッドや耐震シェルターの設置
- 地震保険・共済への加入
- 物資の備蓄、家具固定、感震ブレーカー設置